

地域(亀山市)と連携の取れた三重県**づくり**

三重県議会議員 長田たかひさ 県政レポート!

所属委員会

- ・健康福祉病院常任委員会 委員
(社会福祉対策、保険医療行政の推進、病院事業の運営等についての審査・調査)
- ・予算決算常任委員会 委員
(予算、決算など県財政についての審査・調査)
- ・地域経済活性化対策調査特別委員会 副委員長
(地域経済活性化対策についての調査)

長田たかひさ事務所

〒519-0124
亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700
FAX 0595-82-8775

ホームページ
<http://www.enjoy-nagata.jp/>



◇皆様のご意見をお聞かせ下さい!

○第1回定例会(2月16日~6月30日)から

※第7次緊急雇用・経済対策

□雇用対策 110億3400万円

- ①緊急的な雇用機会の創出
- ②重点分野における雇用機会の創出
- ③継続的な雇用機会の創出
- ④雇用につながる就労支援

□経済対策 72億4200万円

- ①中小企業等の経営安定化への支援
- ②地域経済活性化への支援
- ③将来に向けたチャンスづくり
- ④国の対策と連動した事業の推進

□生活対策 62億9700万円

- ①生活への支援
- ②働きやすい環境づくり



※県立病院改革

□総合医療センター

平成24年4月を目指して地方独立法人(地方公共団体が設立する法人で、目標管理制度の導入が義務付けられている)へ移行し、県立病院として運営される。尚、地方独立法人化にあたっては、まず特定地方独立法人化(職員として地方公務員法の適用を受ける法人)を基本に関係機関と調整を行う。

□志摩病院

平成24年4月を目指して指定管理者制度(民間事業者を含めた法人その他の団体の中で最も適した者に公の施設の代行をさせることによって、住民サービスの向上と経費の削減などを図る制度)へ移行し、県立病院として運営される。尚、6月中を目指して募集要項を決定し、公募の手続きを進める。

□一志病院

当分の間、「地方公営企業法の全部適用(財務に関する規定だけでなく、組織、職員の身分取扱に関する規定についても適用する)」を継続し、県立病院として運営する。尚、平成24年4月までに、方向性を再検討する。

□こころの医療センター

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で、県に設置が義務づけられている精神病院であるので、「地方公営企業法の全部適用」を継続し、引き続き、県立病院として運営する。

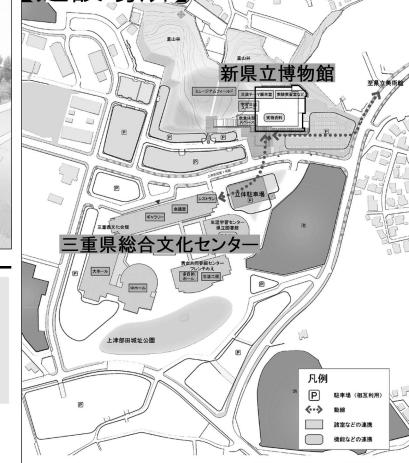
※新県立博物館

「三重の自然と歴史・文化」を育み、みなさんと一緒に考え、活動し、成長する博物館を目指し、総事業費約120億円をかけ、平成22年度に着工し、平成26年に開館を目指す。

【鳥瞰イメージパース】



【建設場所】



○予算決算常任委員会総括質疑(3月9日)内容

(1)歳入増加策について

- ①企業誘致
- ②観光誘客
- ③自主財源の確保

(2)地域産業の振興について

- ①中小企業等の経営安定化への支援
- ②地域商業の活性化

(3)交通網の整備について

- ①地方バス路線
- ②鉄道利便性の向上

○抜粋

質問 第6次緊急雇用・経済対策で小規模事業者の資金繰り等を支援するために、小規模事業資金に、借換可能な『小規模事業経営サポート資金扱い』が追加されたが、その取扱期間が12月1日から3月31日の4ヶ月間と短かった上に、なかなか周知が行き届いていなかったように思われるが、今後は、融資制度等の周知方法はどうしていくのか。【(2)-①】

答弁 3月下旬に、中小企業者や商工団体等を対象に、新たに中小企業等支援説明会を行うとともに、引き続き、商工団体等への制度説明会、商工会・商工会議所等の広報誌掲載や新聞広告をはじめ、様々な広報を実施していくたい。

質問 地域の生活交通を担うバス等については、事業者路線や市町が自主運行するバス等に対する補助金等の支援が行なわれているが、市町を越えたバス等について、どのように取り組むのか。【(3)-①】

答弁 市町域を越えて連携する取組がなされていないことから、利用される方の利便性を高めるため、平成22年度に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」等で議論していくたい。

質問 三重県内の鉄道利便性の向上に向けて、例えばJR西日本旅客鉄道とJR東海旅客鉄道の待ち時間短縮について、どのように取り組むのか。【(3)-②】

答弁 「三重県鉄道網整備促進既成同盟会」「関西本線複線電化促進連盟」による要望活動に加えて、利用促進につながるような取組も行っていきたい。



平成22年度三重県草刈等補助事業一覧

※一部要件が緩和、拡充されました。太線・下線部が改正部分です。

対象	道路	道路・河川		河川
事業	ふれあいの道事業	自治会委託事業	道路・河川 美化ボランティア活動助成事業	フラーーオアシス推進事業
対象場所	鈴鹿建設事務所除草計画区域内道路	県管理道路・河川	県管理道路・河川	県管理河川の高水敷
対象作業	草刈、清掃、花植え等	除草	草刈、清掃、花植え等	花木の苗の植栽、種子蒔き等
条件	①除草計画区域内道路 ②県管理道路(市道が含まれても可) ③県管理道路延長概ね500m以上 <u>但し、作業を実施する区域を含む自治会の区域内において、県が管理する道路実延長が500m未満の場合で、かつ鈴鹿建設事務所長が特に必要と認める区間については、県が管理する実延長の合計が250m以上の区間</u> ④年3回以上の実施 ⑤3年度以上の継続 ⑥10名以上で活動 ⑦亀山市長の推薦書	①県管理道路・河川 ②除草面積1000m ² 以上 (道路刈幅は平面部及び下り法面部1.0m上り法面部1.5m) (河川刈幅は、状況に応じて相談ください) <u>但し、作業を実施する区域を含む自治会の区域内において、県が管理する区域の除草面積が500m²以上1000m²未満の場合で、かつ鈴鹿建設事務所長が特に必要と認める場合</u> ③交通量により交通整理員の配置 ※但し、河川については支払できない ④刈草の当日搬出	①県管理の道路・河川	①県管理河川の高水敷 ②桜・柳等の高木類以外の花木
保険	県指定の保険加入 (県負担)	団体保険(傷害・賠償)加入 (委託料に込み)	県指定の保険加入 (県負担)	自己責任で加入の判断下さい (県負担無)
対象	自治会・老人会・婦人会等の地域住民団体・ボランティア団体 及びこれに準ずる団体	自治会・婦人会等の地域住民団体・ボランティア団体・水利組合・森林組合 及びこれに準ずる団体	自治会・老人会・婦人会等の地域住民団体・ボランティア団体 及びこれに準ずる団体	ボランティア活動として花木の苗、種子の植栽を行え、その後の維持管理が確実と認められる団体・市町
申請期日	毎年度5月末日まで(原則)	毎年度5月末日まで(原則)	毎年度4月20日まで(原則)	毎年度4月20日まで(原則)
申請窓口	亀山市産業建設部まちづくり整備室	鈴鹿建設事務所保全課	亀山市産業建設部まちづくり整備室	亀山市産業建設部まちづくり整備室
申請先	鈴鹿建設事務所管理課	鈴鹿建設事務所保全課	鈴鹿建設事務所管理課	鈴鹿建設事務所管理課
報奨金 (委託料) (支援)	①作業物品の提供(鎌、草刈機の替刃等) (1)初年度 10万円(上限額) (2)次年度 3万円(上限額) (3)5年度目 3万円(上限額) (4)5年度目から3年目毎に3万円 (上限額)	①面積割 ②交通整理員が必要な場合の費用	①作業物品の提供 (ゴミ袋、手袋、スコップ程度) <u>*対象物品が増えました 詳しくは、鈴鹿建設事務所にご相談ください</u>	①花木の苗、種子及び肥料 (上限50万円)
実績報告	①作業実績の報告 (作業前、作業中、作業後の写真添付) (作業予定場所の図面添付)	①作業完了報告書の提出 (作業前、作業中、作業後の写真添付) ②完了検査(修復指示の可能性あり)	①活動報告書の提出 (作業前、作業中、作業後の写真添付)	①活動実績の報告 (作業前、作業中、作業後の写真添付)

◇シャープ(株)亀山工場の生産設備売却について

シャープ(株)は、亀山第一工場のパネル生産設備を中国企業に平成21年8月に、売却する契約をしましたが、亀山第二工場およびテレビ組み立て工場は引き続き操業しており、現在も立地計画通りの液晶パネル・テレビ組立の一貫生産は継続している。このため、関係条例・規則等に基づく「認定の取り消し」及び「事業廃止」に当たらないため、三重県としては産業集積促進補助金の90億円の返還は行いません。しかし、一方で生産設備の売却にあたり、三重県補助金等交付規則第21条に規定された「財産の処分制限」に該当する財産が含まれているため、その対象となる財産等の精査を行い、補助金相当額として約6億4000万円の納付を求めることになりました。尚、三重県としても第一工場の活用については、早期に新たな事業が展開されるよう要請していきます。

◇県政報告会を行っています！

第28回	1月30日	小川生活改善センター
第29回	2月 7日	沓掛公民館
第30回	2月13日	上白木公民館
第31回	2月14日	坂下公民館
第32回	2月20日	市瀬公民館

第33回	2月28日	亀山市林業総合センター
第34回	3月 6日	能褒野公民館
第35回	3月13日	太田営農研修センター
第36回	3月27日	川崎地区コミュニティセンター

